

Title	公私年金の「連携」に関する法政策のあり方：労働法的観点から踏まえて
Sub Title	Law and policy on the "coordination" of public and private pensions : from the perspective of labor and employment law
Author	森戸, 英幸(Morito, Hideyuki)
Publisher	慶應義塾大学
Publication year	2018
Jtitle	学事振興資金研究成果実績報告書 (2017.)
JaLC DOI	
Abstract	<p>今年度はとくに米国を対象とする比較法研究を実施することとし、現地調査・インタビューも行った。米国における公私年金「連携」の実例としては、第1に給付建て企業年金(DB)におけるインテグレーション(企業年金における給付額決定に際し公的年金の給付額を考慮する仕組み)、第2に401(k)プランにおける自動加入促進策が挙げられる。米国には、企業年金の給付や加入に関し差別禁止ルールという独特の煩わしい規制が存在する。インテグレーションについても自動加入についても、差別禁止ルールの規制を免除・緩和することをインセンティブに企業を一定方向に誘導する、という法的枠組みが採用されている。</p> <p>DB制度がインテグレーションを採用している場合、企業年金が公的年金改革の影響を受けることとなる。このため1990年代の公的年金改革に関する議論は、企業年金にも関わるものと捉えられていた。インテグレーションがまさに「公私連携」の制度であることの証左であると言える。公的年金が再分配のきつい給付設計であるからこそその仕組みであり、今後日本でも公的年金制度改革の方向によっては注目が集まる可能性があるといえる。ただ周知のように、アメリカでもDBの時代は終わり、現在は完全に401(k)プランなどの掛金建て制度(DC)の時代である。インテグレーションの注目度は大きく低下しており、現地調査でもなぜインテグレーションのような終わった仕組みについて知りたいのか、という反応が少なくなかった。</p> <p>自動加入促進の仕組みは、従業員側のイニシアティブで加入する401(k)プランならではのものといえる。日本の企業型確定拠出年金は基本的にまず企業拠出ありきの制度であるので、これをそのまま日本で導入できるわけではない。ただ今後従業員拠出の枠がより拡大されたり、また近年適用対象者の拡大が図られた個人型確定拠出年金(iDeCo)の普及がさらに進めば、日本でも検討の余地はあると思われる。</p> <p>This year's research put emphasis on two examples of the "coordination" of public and private pensions in the United States : "integration" in defined benefit pension plans and "automatic enrollment" in 401(k) plans.</p>
Notes	
Genre	Research Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=2017000001-20170172">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=2017000001-20170172</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究代表者	所属	大学院法務研究科(法科大学院)	職名	教授	補助額	300 (A) 千円
	氏名	森戸 英幸	氏名 (英語)	Hideyuki Morito		
研究課題 (日本語)						
公私年金の「連携」に関する法政策のあり方－労働法的観点を踏まえて						
研究課題 (英訳)						
Law and Policy on the "Coordination" of Public and Private Pensions – from the Perspective of Labor and Employment Law						
1. 研究成果実績の概要						
<p>今年度はとくに米国を対象とする比較法研究を実施することとし、現地調査・インタビューも行った。米国における公私年金「連携」の実例としては、第1に給付建て企業年金(DB)におけるインテグレーション(企業年金における給付額決定に際し公的年金の給付額を考慮する仕組み)、第2に401(k)プランにおける自動加入促進策が挙げられる。米国には、企業年金の給付や加入に関し差別禁止ルールという独特の煩わしい規制が存在する。インテグレーションについても自動加入についても、差別禁止ルールの規制を免除・緩和することをインセンティブに企業を一定方向に誘導する、という法的枠組みが採用されている。</p> <p>DB制度がインテグレーションを採用している場合、企業年金が公的年金改革の影響を受けることとなる。このため1990年代の公的年金改革に関する議論は、企業年金にも関わるものと捉えられていた。インテグレーションがまさに「公私連携」の制度であることの証左であると言える。公的年金が再分配のきつい給付設計であるからこそその仕組みであり、今後日本でも公的年金制度改革の方向によっては注目が集まる可能性があるといえる。ただ周知のように、アメリカでもDBの時代は終わり、現在は完全に401(k)プランなどの掛金建て制度(DC)の時代である。インテグレーションの注目度は大きく低下しており、現地調査でもなぜインテグレーションのような終わった仕組みについて知りたいのか、という反応が少なくなかった。</p> <p>自動加入促進の仕組みは、従業員側のイニシアティブで加入する401(k)プランならではのものといえる。日本の企業型確定拠出年金は基本的にまず企業拠出ありきの制度であるので、これをそのまま日本で導入できるわけではない。ただ今後従業員拠出の枠がより拡大されたり、また近年適用対象者の拡大が図られた個人型確定拠出年金(iDeCo)の普及がさらに進めば、日本でも検討の余地はあると思われる。</p>						
2. 研究成果実績の概要 (英訳)						
This year's research put emphasis on two examples of the "coordination" of public and private pensions in the United States: "integration" in defined benefit pension plans and "automatic enrollment" in 401(k) plans.						
3. 本研究課題に関する発表						
発表者氏名 (著者・講演者)	発表課題名 (著書名・演題)	発表学術誌名 (著書発行所・講演学会)	学術誌発行年月 (著書発行年月・講演年月)			